

大口定期預金

(平成30年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	・自由金利定期預金 (愛称: 大口定期預金)
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定型方式 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1ヶ月超5年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができる
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻す
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用する ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払う 預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に一括して支払う なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算する ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 手数料	———
8. 付加できる 特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができる (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻す * 中途解約の際に、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがある その場合には、中途解約利息以上に支払われた金額を定期預金元本から清算するので、その旨説明すること なおその際の「定期預金利息計算書」の支払利息は、マイナス表示となる (1) 1ヶ月もの、3ヶ月もの、6ヶ月もの、1年もの、2年もの定型方式および1か月超3年未満の満期日指定方式 ・預入期間が1ヶ月未満の場合——— 解約日の普通預金利率 ・預入期間が1ヶ月以上1年未満の場合——— 約定利率×50% ・預入期間が1年以上3年未満の場合——— 約定利率×70% (2) 3年もの定型方式および3年超4年未満の満期日指定方式 ・預入期間が1ヶ月未満の場合——— 解約日の普通預金利率 ・預入期間が1ヶ月以上1年未満の場合——— 約定利率×40% ・預入期間が1年以上1年6ヶ月未満の場合——— 約定利率×50% ・預入期間が1年6ヶ月以上2年未満の場合——— 約定利率×60% ・預入期間が2年以上2年6ヶ月未満の場合——— 約定利率×70% ・預入期間が2年6ヶ月以上4年未満の場合——— 約定利率×90%

大口定期預金

(平成30年4月1日現在)

	<p>(3) 4年ものの定型方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が1ヶ月未満の場合—————解約日の普通預金利率 ・預入期間が1ヶ月以上1年未満の場合—————約定利率×40% ・預入期間が1年以上1年6ヶ月未満の場合—————約定利率×50% ・預入期間が1年6ヶ月以上2年未満の場合—————約定利率×60% ・預入期間が2年以上2年6ヶ月未満の場合—————約定利率×70% ・預入期間が2年6ヶ月以上3年未満の場合—————約定利率×80% ・預入期間が3年以上4年未満の場合—————約定利率×90% <p>(4) 5年ものの定型方式および4年超5年未満の満期日指定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が1ヶ月未満の場合—————解約日の普通預金利率 ・預入期間が1ヶ月以上1年未満の場合—————約定利率×30% ・預入期間が1年以上1年6ヶ月未満の場合—————約定利率×40% ・預入期間が1年6ヶ月以上2年未満の場合—————約定利率×50% ・預入期間が2年以上2年6ヶ月未満の場合—————約定利率×60% ・預入期間が2年6ヶ月以上3年未満の場合—————約定利率×70% ・預入期間が3年以上4年未満の場合—————約定利率×80% ・預入期間が4年以上5年未満の場合—————約定利率×90%
10. 課税関係	<p>個人については一律20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 法人については総合課税 ※非課税法人の場合は非課税</p>
11. 預金保険	<p>2005年4月以降は、一金融機関ごとに総預金額のうち、元本1,000万円とその利息が保護される</p>
12. 想定されるリスク	<p>信用リスク</p>
13. 元本欠損リスクと要因	<p>—————</p>
14. 権利行使上の制限 中途解約の制限	<p>—————</p>
15. その他の説明事項	<p>—————</p>